

竹富町結婚新生活支援事業

婚姻に伴う新生活を応援するため、結婚新生活に係る
住居費・引越費用を補助します。



【補助対象経費】

- ・住宅の購入費 ・新居のリフォーム費用
- ・賃料、敷金、礼金、共益費、
仲介手数料
- ・引越費用（引越業者、運送業
への支払いにかかる実費）

【補助金額】

1世帯あたり上限
30万円

※対象経費の実績に応じて
上限30万円。

※R4.1.1～R5.3.31に支出したものに
限られます。

対象世帯

1. 令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を受理されたご夫婦が属す世帯
2. 夫婦の両方が婚姻の時点において39歳以下であること
3. 前年（1月から12月）の夫婦の所得の合計額が400万円未満であること
4. 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に、結婚を機に新たに町内に住宅を購入または賃貸した世帯、引越しをした世帯、リフォームをした世帯
5. 申請時点で夫婦の一方が町内に居住していること
6. 他の公的制度による補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと
7. 町税等の滞納をしていないこと

※その他、申込概要を参照してください。

申請期間

令和4年6月1日～令和5年3月31日

※予算の上限に達した場合には、受付を締め切る可能性があります。

問い合わせ先

竹富町福祉支援課 子育て支援係
TEL：83-7415

